

令和4年度 子育て世帯生活支援特別給付金
(その他の子育て世帯分) の実施について

1 概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金を支給する。

2 支給対象者

次の(1)及び(2)の両方に該当し、かつ、ひとり親世帯分の給付金を受給していない者

(1) 所得要件 ア又はイのいずれかに該当すること

ア 令和4年度住民税均等割が非課税である者

イ 令和4年1月以降の家計急変者

(2) 養育要件 ア又はイのいずれかに該当すること

ア 区における令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者

イ ア以外の対象児童^{*}の養育者

^{*} 対象児童とは、18歳年度末までの子（障害児については20歳未満）及び令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児をいう。

3 支給額

児童一人当たり5万円

4 申請区分

(1) 申請不要 令和4年度住民税均等割が非課税で、令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当を受給した者（上記2(1)のアと(2)のアに該当する者）（以下「申請不要者」という。）

(2) 要支給申請 ア 上記2の(1)のア及び(2)のイに該当する者

イ 上記2の(1)のイ及び(2)のア又はイに該当する者（以下「要支給申請者」という。）

5 申請期限

令和5年2月28日（火）まで

6 支給方法

(1) 申請不要者

区から案内を送付し、辞退の申し出がない場合、児童手当の指定口座に振込む。振込は令和4年7月末を予定している。

(2) 要支給申請者

申請内容を確認し支給を決定した者に対し、通知送達後、翌月に指定口座に振込む。

7 周知方法

区報、区ホームページ、区SNS及び個別通知により周知する。なお、個別通知は、令和4年度住民税均等割が非課税かつ令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当を受給した者に送付する。

8 スケジュール

令和4年6月	議会報告、給付金制度の周知開始（HP、区報等）
7月上旬	申請不要者への個別通知発送
7月末	申請不要者への支給
8月	児童手当受給資格者への個別通知発送 要支給申請者の受付開始、及び支給決定後順次支給
令和5年2月末	申請受付期間終了
3月末	口座振込手続き完了期限